

# 令和5年度「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」応募要領

## 1 要旨

すべての国民が、障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合い、理解し合いながら生きることのできる「共生社会」を実現するため、障害や障害のある人に対する身近な体験や自分の思いをテーマにした作文やポスターを募集する。

## 2 主催

内閣府、静岡県

## 3 「心の輪を広げる体験作文」

### (1) 募集テーマ

出会い、ふれあい、心の輪-障害のある人となない人との心のふれあい体験を広げよう-

### (2) 応募資格

- ・静岡県内で静岡市及び浜松市以外に居住している小学生及び特別支援学校小学部の児童以上とする。
- ・小・中・高等・特別支援学校生は、所属学校の所在地が、静岡県内で静岡市及び浜松市以外とする。
- ・静岡市、浜松市に居住している方及び所属学校の所在地が静岡市及び浜松市の小・中・高等・特別支援学校生は、別途各市で募集する。

### (3) 作品の題名及び内容

- ・作品の題名は自由とする。
- ・内容は、「障害のある人となない人との心のふれあい体験」をつづったものとする。
- ・応募作品は未発表のもの1編に限る。

### (4) 募集の区分

小学生区分、中学生区分、高校生区分、一般区分の4区分とする。

### (5) 制限字数

募集の区分	制限字数
小学生区分及び中学生区分	400字詰め原稿用紙2～4枚程度
高校生区分及び一般区分	400字詰め原稿用紙4～6枚程度

### (6) 用紙の様式等

- ・原則として400字詰め原稿用紙（B4判又はA4判。縦書き）を使用する。
- ・パソコン等の電子機器による作成も可とする。

### (7) 応募用紙

別紙の応募用紙に以下の必要事項を記入の上、応募作品に添付してください。

記載事項：作品の題名、作者氏名、生年月日(年齢)、住所、電話番号、FAX番号、所属(学校名・学年又は職業)、電話番号、FAX番号、障害の有無・程度、その他の事項

## 4 「障害者週間のポスター」

### (1) 募集テーマ

障害の有無にかかわらず誰もが能力を発揮して安全に安心して生活できる社会の実現

### (2) 応募資格

- ・所属学校の所在地が静岡県内で静岡市及び浜松市以外の小学生・中学生及び特別支援学校小学部・中学部の児童生徒とする。
- ・所属学校の所在地が静岡市、浜松市の小学生・中学生及び特別支援学校小学部・中学部の児童生徒は、別途各市で募集する。

### (3) 作品の題名及び内容

- ・作品の題名は自由とする。
- ・内容は、「障害のある人に対する国民の理解の促進等に資するものとし、障害のある人とない人の間の相互理解・交流等」を造形的表現で訴えるものとする。
- ・応募作品は未発表のもの1点に限る。
- ・作品中に標語それに類する文字は入れないものとする。

### (4) 募集の区分

小学生区分、中学生区分の2区分とする。

### (5) 規格

- ・画用紙のB3判（横364mm×縦515mm）又はいわゆる四つ切り（横382mm×縦542mm）を使用し、これに満たない作品は、B3判の台紙に貼付する。
- ・なお、内閣府が広報用のポスターを作成する際のレイアウトの都合上、作品は縦位置（縦長）での作成とする。

### (6) 画材等

- ・彩色画材は自由とする。
- ・第三者が知的財産権を保有する著作物を使用しないこと。

### (7) 応募用紙

別紙の応募用紙に以下の記載事項を記入の上、応募作品に添付してください。

記載事項：作品の題名、作品で表現したかった内容、作品の作者氏名、生年月日（年齢）、住所、電話番号、FAX番号、所属（学校名・学年又は職業）、電話番号、FAX番号、障害の有無・程度、その他の事項

## 5 募集期間及び応募方法

### (1) 募集期間

令和5年7月3日（月）ら令和5年9月5日（火）まで

### (2) 応募方法

以下の方法で応募とする。

応募方法	応募先
電子メール	障害者政策課宛てメール<shougai-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp>
郵送	〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 静岡県健康福祉部障害者政策課
直接持参	静岡県庁西館2階 静岡県健康福祉部障害者政策課 ※受付は、平日（午前9時から午後5時まで）とする。

## 6 選定及び表彰

### (1) 静岡県の選定

- ・応募作品を、静岡県の設置する審査委員会で審査する。
- ・「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」ともに各区分1点を選定する。
- ・選定された作品は、静岡県推薦作品として内閣府政策統括官(政策調整担当)へ提出する。

### (2) 内閣府の選定

- ・各都道府県及び指定都市から推薦された作品は、内閣府に設置する審査委員会の意見を聴いて、内閣総理大臣または内閣府特命担当大臣で障害者施策を担当する者(内閣府特命担当大臣で障害者施策を担当する者が置かれていないときは、内閣官房長官)が選定する。
- ・「心の輪を広げる体験作文」は、各区分最優秀賞1編、優秀賞3編及び佳作5編以内を選定する。
- ・「障害者週間のポスター」は、各区分最優秀賞1点、優秀賞1点及び佳作5点以内を選定する。
- ・より多くの応募者に受賞の機会を設ける趣旨から、「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」のいずれも、過去を通して入賞は一度限りとする。

### (3) 内閣府の表彰

最優秀賞受賞者に対しては、内閣総理大臣からの賞状及び表彰楯を、優秀賞受賞者に対しては、内閣府特命担当大臣からの賞状及び表彰楯を、佳作受賞者に対しては表彰楯を贈呈する。

## 7 その他

- (1) 内閣府へ推薦された作品の著作権その他一切の権利は、内閣府に帰属するものとする。
- (2) 入賞作品については、作品集を作成し全国に配布するほか、内閣府ホームページ等に掲載し、全国的な啓発広報に活用する。
- (3) 障害者週間期間中に、東京都内において、「心の輪を広げる体験作文」の最優秀賞作品等及び各都道府県及び指定都市から推薦された「障害者週間のポスター」の展示を行う。
- (4) 入賞作品の使用、編集等に当たっては、作品の趣旨を損なわない範囲で一部修正することがある。
- (5) 応募作品の一部は、12月3日から12月9日までの「障害者週間」期間中に県内各所に展示する。

## 8 問い合わせ先

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号県庁西館2階  
静岡県健康福祉部障害者政策課  
電話番号：054-221-2352・FAX番号：054-221-3267